○総務省告示第三百八十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第三項の規定に基づき、昭和五十六年郵政省告示第三百二号（伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

令和八年十月九日

総務大臣　藤井比早之

一　昭和五十六年郵政省告示第三百二号（伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
公衆通信障害防止区域以外の伝搬障害防止区域	［同上］

区別	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域の範囲				
			電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれに掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	当該区域に係る地域の名称			
一	削除						

区別	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域の範囲				
			電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれに掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	当該区域に係る地域の名称			
一	放送業務用	㈠　長野県松本市深志一丁目二番一一号（六四〇・三） ㈡　長野県松本市大字岡田町字田溝田溝入八六八（八六五・五）	〇	五〇	長野県 松本市　深志一丁目、中央一丁目、大手二丁目、城西一丁目、同二丁目、蟻ケ崎一丁目、同二丁目、同四丁目		